

# 条例の改正に伴う旧・新対照表

- 舞鶴市市税条例 ..... 1
- 舞鶴市火災予防条例 ..... 13
- 舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例 ..... 19
- 舞鶴市印鑑条例 ..... 20
- 舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 ..... 22
- 舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 ..... 23

舞鶴市市税条例旧新対照表

旧	新
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第35条の3の2 (略)</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者<u>の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当するものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 (略)</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第35条の3の2 (略)</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入するものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 (略)</p> <p>2 <u>前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p>

旧	新
<p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>前項</u>又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>前2項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び<u>第2項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の10第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (個人の市民税の徴収の<u>方法</u>)</p> <p>第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の6の規定<u>によって</u>特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法<u>によって</u>徴収する。</p>	<p>3 <u>第1項</u>又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>第1項</u>又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>4 <u>第1項及び前項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び<u>第3項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の10第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>6 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (個人の市民税の徴収の<u>方法等</u>)</p> <p>第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の6の規定<u>により</u>特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法<u>により</u>徴収する。</p>

旧	新
<p>2 (略)</p> <p>(個人の市民税の納税通知書)</p> <p>第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び府民税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において、「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算し</p>	<p>2 (略)</p> <p><u>3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u></p> <p>(個人の市民税の納税通知書)</p> <p>第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、<u>個人の府民税額及び森林環境税額の合算額</u>(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において、「給与所得者」という。)である場合には、<u>当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)</u>の合算額を特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、<u>当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収</u></p>

旧	新
<p>て特別徴収の方法<u>によって</u>徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法<u>によって</u>徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定<u>によって</u>給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することが適用でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合で、その事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法<u>によって</u>徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定<u>によって</u>給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動<u>によって</u>従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法<u>によって</u>徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法<u>によ</u></p>	<p>の方法<u>により</u>徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法<u>により</u>徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定<u>により</u>給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収することが適用でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合で、その事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法<u>により</u>徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定<u>により</u>給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動<u>により</u>従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法<u>により</u>徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法<u>により</u>徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収するも</p>

旧	新
<p>て徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、<u>特別徴収の方法によって</u>徴収するものとするのが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 <u>特別徴収の方法によって</u>個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものであるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収する。</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった場合<u>においては</u>、特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合<u>においては</u>それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>においては</u>直ちに、普通徴収の方法<u>によって</u>徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の<u>通知によって</u>変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税</p>	<p>のとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法<u>により</u>徴収するものとするのが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 <u>特別徴収の方法により</u>個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものであるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法<u>により</u>徴収する。</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった場合<u>には</u>、特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合<u>には</u>それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>には</u>直ちに、普通徴収の方法<u>により</u>徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の<u>通知により</u>変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者</p>

旧	新
<p>者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することとした場合には当該年</p>	<p>から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したもの</u>とみなす。</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別徴収の方法<u>により</u>徴収することとした場合には当該年度</p>

旧	新
<p>度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法<u>によって</u>徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合<u>においては</u>そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>においては</u>直ちに、普通徴収の方法<u>によって</u>徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から舞鶴市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定に</u></p>	<p>において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法<u>により</u>徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合<u>には</u>そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>には</u>直ちに、普通徴収の方法<u>により</u>徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から舞鶴市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2</u></p>

旧	新
<p><u>よって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの<u>及び</u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第5条 昭和57年度から<u>令和6年度</u>までの各年度分の個人の市民税に</p>	<p><u>号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</u></p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車</u>を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第5条 昭和57年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に</p>

旧	新
<p>限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2から19まで (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の3 (略)</p> <p>2から11まで (略)</p>	<p>限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2から19まで (略)</p> <p><u>20 法附則第15条の9の3第1項の条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の3 (略)</p> <p>2から11まで (略)</p> <p><u>12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p>

旧	新
<p>12 (略)</p> <p>13 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第13条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の2 昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当</p>	<p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>当該工事が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u></p> <p>13 (略)</p> <p>14 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第13条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当</p>

旧	新
<p>該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p>	<p>該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第35条の3の2第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条第1項、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第12条の2第4項及び第13条の2第3項の改正規定並びに次項、附則第4項(こ</p>

旧	新
	<p>の条例による改正後の舞鶴市市税条例(以下「新条例」という。)附則第13条の2第3項に係る部分に限る。)及び第5項の規定 令和6年1月1日</p> <p>(2) 第36条の3の2の改正規定及び附則第3項の規定 令和7年1月1日</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>2 前項第1号に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき舞鶴市市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>4 新条例第82条第1号エ及び附則第13条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</p> <p>5 新条例附則第12条の2第4項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。</p>

舞鶴市火災予防条例旧新対照表

旧	新
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする<u>自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)</u>をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは</u>、この限りでない。</p> <p>(2) その<u>筐体</u>は不燃性の金属材料で造ること。</p> <p>(3)から(5)まで (略)</p> <p>(6) <u>急速充電設備</u>と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) <u>急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されてい</u></p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする<u>自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)</u>にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。))により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>次に掲げるものにあつては、この限りでない。</u></p> <p><u>ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u></p> <p><u>イ 分離型のものにあつては、充電ポスト</u></p> <p>(2) その<u>筐体</u>は不燃性の金属材料で造ること。<u>ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。</u></p> <p>(3)から(5)まで (略)</p> <p>(6) <u>コネクタ</u>と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) <u>コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されてい</u></p>

旧	新
<p>る場合には、当該<u>接続部</u>が外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(8)から(10)まで (略)</p> <p>(11) 急速充電設備を手動で<u>緊急停止させることができる措置を講ずること</u>。</p> <p>(12) <u>自動車等</u>の衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p>(13) コネクター(<u>充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。</u>)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(14)及び(15) (略)</p> <p>(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>イ 異常な高温とならないこと。</p> <p>ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p>	<p>る場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(8)から(10)まで (略)</p> <p>(11) 急速充電設備を手動で<u>緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けること</u>。</p> <p>(12) <u>急速充電設備と電気自動車等</u>の衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p>(13) コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(14)及び(15) (略)</p> <p>(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池(<u>主として保安のために設けるものを除く。</u>)について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>イ 異常な高温とならないこと。</p> <p>ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p><u>(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに</u></p>

旧	新
<p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。)に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(喫煙等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</u></p> <p>4 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸い殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(<u>併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</u>)</p>	<p><u>蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。</u></p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。<u>以下同じ。</u>)に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(喫煙等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>3 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸い殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(<u>健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。</u>)</p> <p>4 <u>第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7010号又</u></p>

旧	新						
<p>5 <u>前項第2号</u>に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6及び7 (略)</p> <p><u>別表第4から別表第6まで 削除</u></p> <p><u>別表第7(第23条関係)</u></p>	<p><u>は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。</u></p> <p>5 <u>第3項第2号</u>に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6及び7 (略)</p> <p><u>別表第4から別表第7まで 削除</u></p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="250 831 495 871">表示の種類</th> <th data-bbox="495 831 790 871">図記号</th> <th data-bbox="790 831 1122 871">色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="250 871 495 1133">禁煙である旨の表示</td> <td data-bbox="495 871 790 1133">  </td> <td data-bbox="790 871 1122 1133">記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</td> </tr> </tbody> </table>	表示の種類	図記号	色	禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白	
表示の種類	図記号	色					
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白					

旧			新
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白	<p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の舞鶴市火災予防条例(以下「新条例」という。)第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。</p> <p>4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新</p>
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白	

旧	新
	条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>附 則  <u>(新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例)</u></p> <p>3 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第6条の規定は適用しない。</u></p> <p>4 <u>前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円)とする。</u></p>	<p>附 則  <u>(特定新型インフルエンザ等に係る防疫等作業手当の特例)</u></p> <p>3 <u>職員が、特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの(市長が定めるものに限る。)をいう。)から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第6条の規定は適用しない。</u></p> <p>4 <u>前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、1,500円(緊急に行われた措置に係る業務であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合にあっては、4,000円)を超えない範囲内において、それぞれの業務に応じて市長が定める額とする。</u></p> <p>改正附則  この条例は、公布の日から施行する。</p>

舞鶴市印鑑条例旧新対照表

旧	新
<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を利用して、<u>利用者操作作用端末機(市の窓口を設置する端末機であって、証明書等の交付を申請する機能を有するものをいう。以下同じ。)</u>又は多機能端末機(市長の使用に係る電子計算機と電子通信回線で接続された端末機であって、証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑の登録の証明を申請することができる。</p>	<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)<u>又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定により同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている電磁的記録媒体が組み込まれているものに限る。)</u>を利用して、多機能端末機(市長の使用に係る電子計算機と電子通信回線で接続された端末機であって、証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑の登録の証明を申請することができる。</p>
<p>(印鑑登録証明)</p> <p>第14条 市長は、前条第1項の規定による申請<u>又は同条第3項の規定による申請(利用者操作作用端末機によるものに限る。)</u>があったときは、速やかに登録者に係る印鑑原票に登録されている印影の写し(印鑑原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。)について証明した証明書(以下「印鑑登録証明書」という。)を交付することにより印鑑の登録の証明を行うものとする。</p> <p>2 市長は、前条第3項の規定による申請(<u>多機能端末機によるもの</u>)</p>	<p>(印鑑登録証明)</p> <p>第14条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに登録者に係る印鑑原票に登録されている印影の写し(印鑑原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。)について証明した証明書(以下「印鑑登録証明書」という。)を交付することにより印鑑の登録の証明を行うものとする。</p> <p>2 市長は、前条第3項の規定による申請があったときは、多機能端末</p>

旧	新
<p>限る。)があったときは、多機能端末機において印鑑登録証明書を交付することにより印鑑の登録の証明を行うものとする。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>機において印鑑登録証明書を交付することにより印鑑の登録の証明を行うものとする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>改正附則 この条例は、規則で定める日から施行する。</p>

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例旧新対照表

旧	新
<p>(保育の内容)</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>(保育の内容)</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>改正附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例旧新対照表

旧	新
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>